

## 第三者評価結果シート・コピー（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社
------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK15002
S24289
S24515

### ③施設名等

名称：	児童養護施設札幌育児園
施設長氏名：	千葉 徹
定員：	80名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	札幌市
T E L：	011-591-6601
U R L：	011-591-4904
【施設の概要】	
開設年月日	1906/1/15
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人札幌育児園
職員数 常勤職員：	34名
職員数 非常勤職員：	名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	9名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	12名
専門職員の名称（ウ）	栄養士
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称（エ）	臨床心理士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	調理師
上記専門職員の人数：	4名
専門職員の名称（カ）	名
上記専門職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	29居室
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂、体育館、フリースペース、ショートステイ個室
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

理念：子どもの人権を擁護し、子どもの最善の利益を追求する。基本方針：①子どもの生きる権利、生活する権利、発達する権利、教育を受ける権利を保障し、子どもの自立支援を行うこと。②家族の再統合に向け、親子関係の調整や、家庭環境の改善など家庭環境調整を行うこと。③子育て家庭が持つ子どもの福祉に関する問題について解決への支援を行うこと。

### ⑤施設の特徴的な取組

子どもの権利擁護。児童自立支援基金。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/7/14
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/5/13
受審回数	2回
前回の受審時期	平成25年度

### ⑦総評

別紙による。

### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価を受け課題が明らかになりました。今後は課題を考察し、サービスの質の向上を図っていきたいと思います。丁寧に評価をしていただきありがとうございました。

### 第三者評価結果（児童養護施設）

#### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果	
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	1
【コメント】 事業所理念は子どもの最善の利益を追求することとし、基本方針は、子どもの権利保障と自立支援、家族支援、地域支援の3つを柱としている。これらは事業計画書とホームページに記載されている。職員への周知は、年度の事業計画書の配付と会議での説明で行われている。子どもへの周知は、幼児であれば「困ったことがあればいつでも言ってね。」とわかりやすく伝えている。		

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果	
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	2
【コメント】 社会的養護をとりまく政策動向として、北海道ブロックからのメール配信を一番早い情報として捉えている。また、独自に入所児童の疾病や障がいも含めた状況分析を行っている。		
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	3
【コメント】 社会的養護施設の小規模化に向けて定員数を平成28年度より90名から80名に下げ、入所児童は77名となっている。今後更に進行する小規模化に備えて中長期計画にあげ、施設整備のためのコンサルティングを受けている。		

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果	
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	4
【コメント】 中・長期事業計画は、毎年度の事業計画に5年をスパンとした施設整備と社会的養護施設の小規模化移行にかかる改修・改築として記載されている。この他に、短期事業計画を2年間毎にあげ、中・長期計画で実行する施設整備等にかかる急な支出等の調整をはかっている。		
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	5
【コメント】 事業計画の前文には、事業所基本方針に則して、子どもの自立支援、ファミリーソーシャルワーク、地域子育て支援の3つの柱が近年の社会的養護の動向への取組として謳われている。単年度事業の内容としては、前述の3つの柱の充実に向けた苦情解決システムの機能推進、子育て短期支援事業があり、他に児童家庭支援センターが併設されている。また、施設運営管理の改革の位置づけで第三者評価受審に向けて、前年度から説明会を受ける等、計画的に準備している。施設整備は現在の建物を活かして小規模化するためにコンサルティング契約を交わし、改修内		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	6
【コメント】 当該施設の事業計画の軸は、自立支援・ファミリーソーシャルワーク・地域子育て支援である。この策定の実施状況の把握、見直し等は定例の職員会議毎に全職員が参加して行っている。		
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	7
【コメント】 ホームページに中・長期計画と短期事業計画を掲載している。子どもには居室集会で話され、保護者には面会時に資料を配付、説明を行っている。事情により文書配付が困難な保護者があり事業所は苦慮している。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果	
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	8
【コメント】 毎年度の自己評価がファイルされ、結果の取組みは他のファイルに見られた。リスクマネジメントであれば、ケガ等の他に支援を要する子ども特有の行動予見が記載されていた。リスクの発生分類と分析が年度で行われ、傾向が把握されている。記録に関しても第三者が入ったときに支援の専門性が読み取れるようになってきた。苦情解決委員2名と子ども複数名との食事場面の設定や、倫理委員会の聞き取り調査によって支援の質を高めようとしている取組もある。		
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	9
【コメント】 前回の受審結果を活かして計画的にマニュアルの改訂等を行っている。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	10
【コメント】 施設長は、入所児童が被虐待や発達障がい等を含めた専門的支援が必要なことを踏まえて、高い養育・支援技術の習得を職員に求めてリーダーシップをとっている。組織体制を業務分担に留まらない役割を職員が受け持つことで支援の視点を重層的に持っているように、研修・権利擁護等8つの部門を新設した。施設長不在時にも過不足なく運営できるように副施設長の役職を設けて、組織として運営できるようにしている。		
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	11
【コメント】 法令の遵守のための対応としては、施設長、副施設長と事務担当職員の3名で分担している。全職員が様々な法令を遵守するために、危機管理マニュアルに施設整備・保守を始めとする必要事項が記載されている。感染症及び医療に関する法令に関しては、年度初めに新規職員も含めた研修を行っている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	12
【コメント】 入所児童の特性傾向を分析して年度の傾向を把握、法人の事業運営計画に用いている。また、会議で行われるスーパービジョンの背景としても職員に伝えている。28年度は未就学児が14名おり、幼児にはジィジと呼ばれ親しまれている施設長は、施設内を巡回する際に、個々の職員が自ら考えて支援技術を高めることを意図し、生活場面の折々に職員に声をかけている。		
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	13
【コメント】 経営改善に関しては、今いる子どもとこれから入所してくる子どものために、措置費は十分に使うことを旨としている。このため、小規模化のための資金の借り入れは行わない方針である。業務の実効性を高める取組としては、小規模化ユニットに備えて職員の資質が更に向上するように、スーパービジョンを強化している。		

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果	
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	14
【コメント】		

施設では、専門性の高い人材を求め、社会福祉士・受験資格を持っている人材の募集に加えて、大学・専門学校と範囲を広げ人材を募集をしている。しかし、福祉実習生でも、多くが卒業後一般企業に就職を希望する等の現実があり、人材の確保には苦慮している。施設は、基幹職員、心理療法担当職員を配置し、各担当が家庭支援専門相談員の役割を果たせるように育成している。職員は正規雇用を前提としていることから、効果的な福祉人材の確保に一層の取組に期待したい。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

b

15

【コメント】

「職員心得」で、施設が求める職員像を明示し、パートではなく、正規職員として責任を担う専門家を育てたいとの姿勢を明確にしている。法人の方針から、職員分掌で役割を明文化している。OJT・研修で職員育成を行っている。若年職員の定着率は平均3年と課題はあるが、中堅職員側から新人職員に対して距離を縮めるような職場環境を作っている。総合的な人事管理に向けた一層の取組に期待したい。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

16

【コメント】

有給休暇の日数は、勤務年数に関わらず年間20日間ある。有給消化率は、年間3~8日間であるが、有給以外の公休として、7日間連続のリフレッシュ休暇がある。その他の公休も夏休みが3日間、冬休みとして7日間ある。時間外手当は、大きな園行事にはキャリアに関係なく同一時給で支給している。子育て中の職員には、宿直と深夜業務の免除、時短勤務を実施している。雇用1年目は、有期職員としての試用期間となるが、4月より20日間の有給を付け、職員が体調不良等で長期に休んでも復職がしやすいように配慮している。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

17

【コメント】

「職員の心得」で、「期待する職員像」を表し、日課の標準化のために「ケアマニュアル」を作成して、職員がすべき動きを明確にしている。また、新人研修として一定のメニューがあり、個々のレベルに応じてOJTを取り入れている。外部・内部研修に加えて、毎週の会議後の時間には、個々の職員が課題を抱え込まないように話し合いを持っている。厨房や栄養士、事務職員など間接職員も全体会議に参加している。施設長等は、支持的・援助的な姿勢で助言を行っている。但し、職員一人ひとりの育成のための目標項目や水準を明確にした取組とまではいえない。施設は、職員一人ひとりの育成の重要性を強く認識しており、若年職員の定着のためにも、今後の取組に期

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

18

【コメント】

新年度には、事業計画をもとに研修係りが園長と相談して年間テーマを考え計画実行している。外部の研修案内からも年間計画のヒントを得ている。外部研修・内部研修に加えて、毎週水曜日に開催している全体会議の後、担当打ち合わせの中でケース検討会議を開いている。但し、研修成果の確認と評価・見直しをした上で、次の計画へと繋げる過程が明確ではない。定期的な計画の評価・見直しに期待したい。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

19

【コメント】

個々の職員の研修履歴はある。外部研修と内部研修を組み合わせることで研修の機会が偏ることがないようにしている。新人研修は、内部研修として一定のメニューがあり、OJTを取り入れている。新人職員に生活スキルの指導が必要な場合には、実習生用日常業務マニュアルを用いている。また、週に1度の会議の場が、情報共有と内部研修の場ともなっている。このように、職員一人ひとりの教育・研修の機会は確保されているが、研修内容の理解・成果の確認と評価・分析・見直しという点については明確ではない。次の研修計画に反映させるためにも、今後の取組に期待したい。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

20

【コメント】

「実習生受け入れマニュアル」があり、実習指導者研修修了者が担当している。また相談援助実習は、達成目標に基づく価値・知識・技術の一覧が詳細に示されている。「日課ケアマニュアル」に加えて、日常業務手順として「生活スキルマニュアル」も作成している。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者  
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

21

【コメント】

運営の透明性を確保するために、ホームページ上で情報の公開をしている。法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容や、現況報告書、決算報告等が公開されている。また第三者評価の結果や苦情体制も公表されている。但し、平成28年3月改正社会福祉法では、運営の透明性の確保として、定款等の公表も求められている。今後の、一層の取組に期待したい。

|

└─

	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	22
【コメント】			
財務諸表は全国社会福祉法人経営者協議会ホームページを經由して施設のホームページで公開している。施設の小規模化に向けた施設改築のために、積立金を準備し、利子返済となるWAM（独立行政法人医療福祉機構）からの借入はしない方向性を示している。外部監査は導入しているが、経営改善のための助言には至っていない。今後は、施設小規模化に向けて施設整備内容を具体的に検討する中で、コンサルタント契約を活かした取り組みにも期待したい。			

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	
	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	23

【コメント】  
町内会担当職員を配置し、町内会での役割を担っている。町内会費を負担し、年間8回ほどの行事に参加している。町内会子ども行事では、園の子どもが主体となっている。また町内会役員側も自発的に子どもの登下校の見守りをする等、協力体制が出来ている。近隣の子どもが施設に遊びに来た際には、オヤツを提供し、保護者が帰宅するまで施設で過ごす等、実質的に地域のトワイライト機能（子どもの居場所的）も果たしている。子どもの友人の保護者とも連絡を取り合い、地域に対して、子どもが地域に出やすく、施設や子どもへの理解を深める取組としている。

	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	24
--	---	---	----

【コメント】  
ボランティア受入れの基本姿勢を明文化し、積極的に受入れ態勢を整えている。学習ボランティアでは札幌市スタディメイト派遣事業に参加し、個々の子どものニーズに合わせている。また毎月第2火曜日には理髪ボランティアの来園がある。さらに年間6回のシニア・ボランティア団体会員との同行外出がある。企業による招待行事には、スポーツ、コンサート等、多様な外出の機会が提供されている。また、幼児へは里親ボランティアが定期的に訪問している。園祭には、多数のボランティアが参加している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	25

【コメント】  
個々の子どもに対応出来るように関係機関の一覧がファイルされている。児童精神科主治医が施設に月に2度往診をしている他、定期的に子どもと外出する機会を持っている。藤野地区福祉関係者情報交換会・要保護児童対策協議会に参加している。子どもに課題がある場合には、学校と連絡帳のやり取りをして情報を共有している。職員は、幼稚園・学校行事やPTA活動、授業参観・懇談会（月平均1回）等に積極的に参加している。学校側からの施設訪問もあり、顔が見える関係を作って日常的に電話で連絡を取り合い、ケース会議を開いている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a	26

【コメント】  
2週に1度、「高齢者サロン」を場所の提供に留まらず、地域包括支援センター、介護予防センター、南区保健福祉部と共同で実施の計画に携わっている。また、グラウンドや体育館を、近隣の福祉施設や自衛隊、町内会等に無料で開放している。現時点で災害時の避難場所としての指定はないが、近隣住民の高齢化が進む中、災害時における施設の役割を意識している。

	② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	27
--	-------------------------------------	---	----

【コメント】  
施設では、独自事業としてタームケア（子どもの預かり）事業を立ち上げている。保護者ケアが支援の主体となるとの予想を立て、ショートステイ利用状況や地域の子育て実態から、地域子育て家庭支援として低所得世帯を主な対象として実施している。平成28年3月改正社会福祉法において「地域における公益的な取組」が位置づけられたことから、地域の子育て支援ニーズを掘り起こし、施設独自の公益的な事業に取り組んでいる。

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	
	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	28

【コメント】  
「職員の心得」には児童養護施設職員の専門性、信用失墜行為からUSBメモリの取扱い、電話対応の仕方等が記載されており、施設としての基本姿勢が明示されている。毎週行われる職員会議後の研修では養育支援の共通理解と支援の質を高めるための専門的研修が行われている。

<p>② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。</p>	a	29
<p>【コメント】 全職員に「個人情報・プライバシー保護の対応について」を全職員に配付、研修にも使用している。マニュアルではプライバシーポリシーについての基本的考え方が明示されており、持ち物、スペース、電話、手紙についての対応が定められている。居室については、高校生以上は個室となるが、中学生までは相部屋なので、ベットや机の配置を変えて子どもの意向に沿った部屋になるようにレイアウトを工夫してプライバシーに配慮している。</p>		
<p>(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
<p>① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a	30
<p>【コメント】 パンフレットは各区の児童館、小児科、地下鉄等に配布して積極的に情報を提供しており、入所予定の子ども、保護者には児童相談所を通して、わかりやすいようにていねいも説明している。</p>		
<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a	31
<p>【コメント】 養育・支援の開始・過程では、さまざまな事情で施設を不本意に利用せざるをえない保護者が多いため、子どもと保護者のニーズがそれないように個別に応じた説明を行い、気持ちを和らげるようにしている。</p>		
<p>③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a	32
<p>【コメント】 措置変更や地域・家庭への移行の際には、施設として子どもについての意見を児童相談所に根拠を持って伝えている。施設は児童精神科医を嘱託としているので、移行後も関係機関が継続性に支援できるように医学的エビデンスを重視した支援経過を情報提供している。</p>		
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a	33
<p>【コメント】 子どもの満足の向上を目的として、居室代表者会議の定期的な開催や倫理委員が子ども全員に聞き取ることを行っている。また日々の会話の中でも子どもの意見を受け止め、最近では洗濯柔軟剤を好みの種類に変更した。嗜好調査は年に複数回実施して、メニューには〇〇君の要望と記入している。キャンプ等のイベントでも企画から終了まで子どもたちをコーディネートして、満足できる体験の積み重ねをしていく仕組みになっている。</p>		
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a	34
<p>【コメント】 苦情対応フロー図は食堂に掲示しており、子どもからも第三者委員に直接連絡することができる。この3年間は保護者からの苦情はなく、子どもからの意見、要望を取り上げることが多く、それらの意見、要望、対応結果は年3回第三者委員に報告している。また第三者委員も定期的に子どもから直接に、意見・要望も聞く仕組みになっている。</p>		
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a	35
<p>【コメント】 毎月、居室代表者会議を開いて子どもからの意見、要望を聞いたり、倫理委員からも毎月聞き取りをしている。子どもからは体育館の使い方やインターネットへの要望等が多くあげられ対応している。日常的にはどの職員にでも要望を言える環境になっている。</p>		
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a	36
<p>【コメント】 子どもからの相談や意見に対して、組織的に対応するために、倫理委員の聞き取りの結果や居室代表者会議の記録が整備されている。日常生活で子どもの相談や意見を拾うために、「苦情（相談、希望）対応の流れ」のフロー図もあり、組織的に対応している。</p>		
<p>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
		第三者 評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	37
<p>【コメント】</p> <p>担当責任者を配置して日々のヒヤリハットを集計、分析して支援方法の改善を行っている。例えば子どもが廊下を走る危険性について、掃除やゴミ捨ての方法等を変更して子どもが衝突するリスクを減少させている。また危機管理マニュアルを整備して子どもたちの行動予測からさまざまな危機対応を文書化して対応に備えている。</p>		
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	38
<p>【コメント】</p> <p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備した取組として、インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒等については毎年研修を行っており、職員の意識の向上を図り、罹患率を最小限にしている。</p>		
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	39
<p>【コメント】</p> <p>災害時における子どもの安全確保のために、夜間想定火災訓練、地震避難訓練を毎月行って職員の安全意識の向上に努めている。また、食料の備蓄、簡易トイレ等を整備している。将来的には、地域住民の緊急避難先として体育館の開放を視野に入れている。</p>		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果	
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a	40
<p>【コメント】</p> <p>幼児、小学生、中学生、高校生別に日課にそったケアマニュアルが作成されている。マニュアルは生活日課の流れにより職員の動きが記載されており、支援の標準化を目指し、新人職員の必読にもなっている。職員が子どもに生活の様々な実際の動作等の範を示すことができるように「マニュアル2」も追加作成した。</p>		
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	41
<p>【コメント】</p> <p>発達障がいを持つ子どもが多いことから、日常的にケアマニュアルの内容について話し合っている。直近では昨年7月にマニュアルを改訂しており、業務手順、養育支援について職員は十分に理解しており、ケアマニュアルにそぐわない養育、支援への対応等についても確認がされている。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	42
<p>【コメント】</p> <p>施設としてアセスメントには力を入れ研修を行っている。情報収集は健康面や発達の課題から施設・学校等の環境因子を取り上げ、具体的に現状評価を行った後、援助方法を定める仕組みになっている。施設独自の個別援助計画を作成後に、自立支援計画を策定している。</p>		
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a	43
<p>【コメント】</p> <p>定期的に自立支援計画の評価・見直しを行うために、28年度よりモニタリング票を作成して、目標の達成度をより具体的に評価している。個別援助計画の作成、評価のシステム化により課題が明確化され、子どもたちの生活が落ち着いてきている。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	44
<p>【コメント】</p>		

子どもに関する養育・支援の実施状況の記録は、前回評価後より個別援助計画と育成記録の連動性を意識して記録されている。計画を意識して記録することにより、子どもの課題への取組状況がわかりやすくなっており、職員間でも情報の共有が容易になってきた。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

45

【コメント】

子どもに関する記録は、個人情報保護規定に基づきすべてロッカーで保管されている。USBメモリー（小型の外部記憶装置）は、使用場所を限定し、使用後は金庫で保管されている。

内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

第三者  
評価結果

① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

a

A1

【コメント】

社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解するために、施設内外の研修やOJTを中心に権利擁護について専門性を高めている。日々の養育・支援において実践としては、ソーシャルスキル・トレーニングである「セカンドステップ教育プログラム」を導入している。プログラムは子ども一人ひとりを個別化してニーズにそった権利を保障していく過程を捉えている。

② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

a

A2

【コメント】

子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに知らせる「ライフヒストリー」はアイデンティティー（自己同一性）形成に重要であると職員間で認識している。このため、子どもの年齢、発達、家族状況等を考慮しながら、慎重に告知している。子どもに知られたくない保護者の場合は児童相談所と連携している。

(2) 権利についての説明

① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

a

A3

【コメント】

子どもに対し、権利について正しく理解できるように、日々の子ども同士の喧嘩や居室会議から出てきた要望や苦情に対して、他の人への配慮等を具体的にわかりやすく説明している。

(3) 他者の尊重

① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

a

A4

【コメント】

様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるように、子どもの地域活動を支援している。町内会との合同運動会や夏のキャンプ、園祭などがあり、特にキャンプは準備から終了後までグループで企画、役割分担、実行、振り返りを行い、他者との関係づくりを育む支援を行っている。

(4) 被措置児童等虐待対応

① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

a

A5

【コメント】

いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないように、「職員の心得」を始め、研修、職員会議で繰り返し体罰等の絶対禁止や子どもの気持ちを傷つけない対応を学んで徹底している。就業規則上でも処分されることを職員に周知している。

② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

A6

【コメント】

子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見のために、不適切な関わりの事例検討を研修等で行っている。類似する事例があった場合は、その日の振り返りで主任がスーパービジョンを行い支援技術の向上を図っている。また倫理委員は、毎月子どもたちから聞き取りを行い、子どもからの訴え、サインを見逃さないようにしている。

<p>③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。</p>	b	A7
<p>【コメント】 「児童の権利擁護の取組」を作成し、第三者委員による聞き取りや、施設内部での倫理委員による子どもへの聞き取りも定期的に行われ、虐待防止に取り組んでいる。被措置児童等虐待対応ガイドラインを配布している。但し職員研修資料の「被措置児童等に対する虐待への対応の流れ」のフロー図には、職員が直接関係機関に通告できることや通告に守秘義務が課されないこと、また子どもが自ら直接、児童相談所や関係機関に届け出ができること等の明記がない。早急に整備することが望ましい。</p>		
<p>(5) 思想や信教の自由の保障</p>		
<p>① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。</p>	a	A8
<p>【コメント】 宗教活動に熱心な保護者がいた場合は、子どももその集会に参加するのを尊重しており、思想、信教の自由を保障している。</p>		
<p>(6) こどもの意向や主体性への配慮</p>		
<p>【コメント】 新規に入所する場合、事前に児童相談所に担当職員と心理士が赴き、面談している。複数回の面談実施もあり、パンフレットや生活資料を使って子どもの不安解消を図っている。また在園児に対しては、新しく入ってくる子どものことを事前に伝えて、お互いの緊張が取れる、円滑な受け入れになるようにしている。</p>		
<p>② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	a	A10
<p>【コメント】 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けていけるように、日常的に居室単位で話し合っている。食事メニュー、プロ野球やサッカーの招待順番からゲーム機の使用法、体育館利用の方法等、子どもの意向も聞きながら一緒に考えて支援している。</p>		
<p>(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
<p>① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。</p>	a	A11
<p>【コメント】 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるように、居室単位と居室代表者会議等でルールを話し合い、どうしてそういうことが必要なのかを職員が十分に説明するようにしている。評価機関のアンケートも活用して、日頃出なかった意見も取り上げて話し合った。遊びは子どもが自分で選んで楽しむのを見守っている。但し、長時間のゲーム使用に関しては、視力の低下防止といった説明をして個別に時間等のルールを話し合っている。</p>		
<p>② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。</p>	a	A12
<p>【コメント】 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくように、幼児期からお買い物に行っている。幼児期からお金を使うことを学ばせることで将来の金銭管理に繋げるよう支援している。高学年になって高額な買い物をしたい場合は毎月のお小遣いを積み立てておいて購入するといった計画性を身につけるように支援している。どうしても予定立ててお小遣いを使えない子どもには一週間単位で手渡すといった個別対応で少しずつ金銭感覚を持てるように支援している。</p>		
<p>(8) 継続性とアフターケア</p>		
<p>① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</p>	a	A13
<p>【コメント】 家庭復帰する子どもと保護者には退所後も相談にのることを伝えている。ファミリーソーシャルワークのファイルに協議内容が記載され、退所後に落ち着いた子どもの養育相談を継続して受けて支援している。</p>		
<p>② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</p>	a	A14
<p>【コメント】 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、高校中退となっても児童相談所と協議して措置継続に努めている。高校以上の進学も可能性のある子どもには自立支援基金の活用とともに措置延長をはかり、社会へのスタートを支援している。</p>		
<p>③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a	A15

【コメント】  
 退所を控えての訓練室は設けていないが、子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアは、幼児期から自立を念頭に置いている。このため、生活習慣の獲得から、買物、料理、公共料金のこと等、広範に社会生活を考え、年齢と個別の発達に応じた支援に努めている。退所者の会は設けていないが、退所後の支援として最近取り入れているのは、フードバンクから寄贈された食品の受け渡しである。退所者に連絡して、本人が事業所に立ち寄った際に、近況報告や相談を受ける機会にもしている。職員が本人の元へ訪問することもある。

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果	
① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a	A16
【コメント】 子どもの心情を理解するためにアセスメントの内部研修を行い、子どもが表出する言動・感情を、そのまま受け止めるのではなく、背景にある子どもの本当のニーズを汲み取るようにしている。子どもの生活歴や家庭環境を把握し、子どもへの理解に繋げている。厨房職員等の間接支援職員も全体会議に出席することで、施設全体で子どもへの対応を共有化している。入所まもない子どもや、ショートスティ利用児には、一定期間職員が必ずマンツーマンで対応している。経験の浅い職員は、子どもの「試し行動・言動」等をそのまま受け止めてしまう傾向があることが課題であり、職員が一人で抱え込まないように、スーパーバイズを受ける仕組みをつくっている。		
② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a	A17
【コメント】 施設での共通ルールの日課として、年齢別のケアマニュアルを作成し、年齢に応じた生活スキルと生活リズムの習得を目指している。また日課は、ルーティンワークに沿うだけではなく、担当職員が一定の裁量で柔軟に対応している。個々の子どもの基本的欲求に合わせた支援の許容範囲を、職員間で話し合い、その線引きは子どもが違いを納得できるように、上司や先輩に相談しつつ全体で調整している。担当職員は、子どもとの安定した関係を作るために、子どもと食事をともにし、子どもと個別に触れ合う時間を確保している。		
③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	A18
【コメント】 子どもの朝の起床時は、多忙な時間帯であり、配置に加配を付けて男女それぞれに2人体制としている。職員は、起床時子どもがぐずる感情には、叱責では治まらないことを理解し、子どもへの声かけに留意している。子どものコミュニケーション力を高めるために、「セカンドステップツール」を用いた場を設定し、子ども達が自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを押し量る練習をしている。職員が子どもへ手助けする場合は、ケースバイケースであるため、どのような状態で子どもを見守り状況を把握をするかを検討して、職員間で共通ルールを話し合っている。		
④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a	A19
【コメント】 発達段階に応じた遊具を用意している。児童では、地域の子どものとの交流があり、施設が遊び場となっている。児童の玩具は、基本的に子どもの管理に任せているが、玩具の貸し借りや、保護者が買い与えた玩具には留意して、トラブルを未然に防いでいる。さらに、施設用の玩具は貸出表があり、玩具を通して物を大切にする価値観を伝えている。テレビは、ダイルームの他、各部屋に一台ずつ設置している。余暇ボランティアとして、スポーツやコンサート等の招待行事を積極的に活用している。また幼児では「心の里親」による保育ボランティアが定期的に訪問		
⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a	A20
【コメント】 年齢別ケアマニュアルを作成して、施設生活で守るべきルールを明確にしている。外出の機会を社会的ルールを習得する機会と捉え、居室単位での外出計画を立てている。子ども達には、招待外出を積極的に活用して、様々な社会体験の機会としている。退所後の生活のために、生活スキルの習得も意識化されている。施設では、日常生活が全て支援の場であるとの方針のもと、生活の中で職員がやって見せることで、子どもに教えている。また施設は、掲示物を最小限にする方針だが、子どもの状況に応じて手順を掲示したり、カードを利用する等、個別に対応している。		
(2) 食生活		
① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a	A21
【コメント】 ユニット以外の子どもは食堂で、居室テーブルごとに着席、担当職員が子どもに話しかけながらご飯を盛り付ける。調味料は添えられた野菜に好みの味がかけられるように数種類用意され、互いに譲り合って使用している。お喋りが過ぎて箸が進まない子どもには、やんわりと声掛けして、テーブル席の子どもが全員食べ終わるのをみんなで待つようにしている。食後は「ご馳走様でした」の前に、自分の周りに食べこぼしが落ちていないかを確認するといったマナーの習慣づけがされている。		
② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a	A22
【コメント】		

子どもが直接、調理師にリクエスト・メニューを言って叶うことを喜ぶ声がある。幼児は、職員が個別に好みをTVや外食時のメニュー表を見せた反応から把握して献立に提案している。現在はアレルギーの子どもはいないが、過去の事例もあり対応ノウハウはある。体調不良時には居室で食事が提供されるようになっている。

③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

a

A23

【コメント】

食文化を伝えるために食堂で、子どもに季節や行事に応じた献立の説明をしている。最近では恵方巻を北北西を向いてみんなで頬張った。食育の推進では、「育児園ファーム」で種まきから収穫、調理までを一緒に行った。野菜嫌いの子どもも、「畑で採れたんだよ」というと食べられるようになった。日々の食習慣の習得の指導は、居室毎のテーブルに職員が一人配置され、年齢等の発達に応じた声掛けや、テーブル拭き・配膳等が行われている。

(3) 衣生活

① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

A24

【コメント】

衣類の購入は、外出できる年齢になると、お店で選んで買えるように促している。毎日の着替えも自分で選んで着るようにしている。靴の買い替え時は急な成長を見逃さないように季節ごとにチェックしている。アイドル等TVの影響で露出の多い服やTPOに合わない場合は都度、説明して、部屋着にするように言い含めている。

(4) 住生活

① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。

a

A25

【コメント】

日没の早い下校時に帰園する子どもを暖かく迎えるために、玄関入口外に電飾が飾られている。掃除当番の子どもは、夕食後にゴミ箱を集めたり掃除機をかけ、行き届かないところは登校後に職員がきれいにしている。建物自体は旧いが、毎年度、順に施設整備され、床面は職員により年に2回は磨きをかけられ光沢がある。冬物衣料やスキーウエア等かさばる衣料は居室以外の収納場所にも管理され、子どもの要望を聞いて冬季間でも出し入れを行っている。

② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

a

A26

【コメント】

高校生以上は個室になるが他は集団となる。小学高学年以上は、ベットや机の配置を変えて個の居場所と感ぜられるようにしている。高学年になると、子ども同士の気遣いもあり、大画面TVのあるリビングルームに行き、子ども同士が離れて座る姿が見られる。ユニットケア棟には、居室の他に台所や茶の間があり、ユニットケア以外の子どもはユニットケア棟には入らない決まりになっており、ゆったりとした環境となっている。

(5) 健康と安全

① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

a

A27

【コメント】

生活支援の全般が発達支援と考えているので幼児から中高生まで、年齢と個別の差も踏まえた自立を目指した対応をしている。職員の養育・支援の質を一定以上に担保するために、年齢に応じた基本のケアマニュアルを更新している。特に冬季は屋根の落雪に注意を促している。

② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

A28

【コメント】

小児科嘱託医師だけでなく、入所している子どもの心身の状況と傾向から、精神科嘱託医師も配置している。精神科医師は、2週間に一度の往診があり、担当職員が子どもへの理解を深め、支援の自信につなげることができるように、助言をしている。

(6) 性に関する教育

① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

A29

【コメント】

幼児には、就学前に赤ちゃんの誕生から教えている。年齢が上がると防犯教育も兼ねて説明している。プライベートゾーンを学べる男女の紙の人形に服を貼って学ぶ教材や、紙芝居、絵本等を用意している。思春期以降は、個別の教育指導や相談に応じている。これらそれぞれの機会は、他者を尊重する権利を学ぶ機会にもしている。

<p>(7) 自己領域の確保</p> <p>① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。</p>	<p>a</p>	<p>A30</p>
<p>【コメント】</p> <p>個別で使いたいシャンプーや柔軟仕上げ剤をアンケートして用意している。食器はユニットでは瀬戸物を使用している。居室には個別のマグカップを置いている。モノを大切にすることを心を持って、借りたモノは借りた人に返すことをルールとしている。</p>		
<p>② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。</p>	<p>a</p>	<p>A31</p>
<p>【コメント】</p> <p>アルバム作成の写真は季節が偏らないように一年間で20枚としている。小1の子どもは、入所時からのアルバムを6冊、自分の机の周りに収納している。写真以外では、以前に遊んでいたおもちゃや小さくなった洋服の収納時に職員と語らう機会としている。子どもがお互いの写真を見て振り返っている場面もあり、個々の子どもの成長の記録が整理されている。</p>		
<p>(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</p> <p>① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>A32</p>
<p>【コメント】</p> <p>子どもの不適切な行動に対する予防の仕組みとして、男女其々のブースに、職員が不在の時間帯を作らず、必ず職員が常駐している。子どもは対人関係の課題を抱えることが多く、子ども自身が学ぶプログラムとして、自己コントロールの「セカンドステップ」を導入し、相手の気持ちを思いやる練習をしている。また、キャンプ等の野外活動や日常生活と異なる集団となる場合にも、訓練を活用している。子どもがパニックを起こした場合には、職員の死角にならないように配慮をして、タイムアウトの場所を決めている。月に1度は子どもの聞き取りを行っている。子どもは、担当以外にも他職員へ相談できることを理解しているため、ケースバイケースで話をしやすい職員を選んでいる。職員は、子どもとの関わりや入所頻度の高い発達障がい児への対応の研修を受けている他、職員一人で支援を抱え込まず、心理士や嘱託児童精神科医師に、日常的に助言を求められる環境がある。</p>		
<p>② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a</p>	<p>A33</p>
<p>【コメント】</p> <p>施設の物理的・建物の構造的ハード部分の制限はあるため、出来る限り子ども集団の中に職員が入るようにしている。また、男女其々のブースには、職員が不在の時間帯を作らず、必ず職員が常駐している。入所もない子どもには、一定期間マンツーマンの個別援助をしている。倫理委員での聞き取りを経て、施設長経由で第三者委員への報告という流れを徹底している。幼児から児童に居室移動がある場合には、低年齢児童のみの居室にして、子どもの心理的な負担を軽減させている。共通のルールを子どもに理解させることで、トラブルを未然に防ぐようにしている。</p>		
<p>③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。</p>	<p>a</p>	<p>A34</p>
<p>【コメント】</p> <p>玄関には防犯カメラを設置している。電話を受ける職員に対して、事前に保護者に伝える事項を決め確認している。保護者への連絡先・記録は事務所にあり、子どもの状況・家庭の状況を、常に職員間で話し合い記録している。警察への通報基準・判断は共有化している。児童相談所には、子どもの状況をしっかり伝えるようにして、考え方に齟齬が生じないように話し合いを重ねている。警察とは情報の交換をしている。職員の机には、交番の電話番号を貼っている。</p>		
<p>(9) 心理的ケア</p> <p>① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>A35</p>
<p>【コメント】</p> <p>臨床心理士が常勤して、心理療法室を設置し、心理的支援が必要な子どもには心理プログラムを策定している。心理記録は自立支援計画に反映させ見直しをしている。職員は、心理士から支援の場面で日常的に相談・助言を受けられる体制にある。また、心理士からのスーパーバイズを活かして、担当職員の力量の向上を目指す仕組みとなっている。医療機関との関係では、個人情報など連携が難しい場面でも、臨床心理士を介して、連絡や情報の共有がスムーズとなっている。嘱託児童精神科医師も、定期的に施設への往診や、子どもとの交流をしており、随時、職員も助言を受けることができる。</p>		
<p>(10) 学習・進学支援、進路支援等</p> <p>① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>A36</p>
<p>【コメント】</p>		

月・水・金は食堂を自主学習の場として提供している。職員は、子どものアセスメントを通して、子どもの学習障害への対応を学び、どこにつまずきがあるのかを把握して、子どもに合わせて個別学習をしている。さらに職員は、子どもの安全パトロールなどの地域活動に取り組む中で、学校とも積極的な関わりを持ち、子どもの学力レベルを共有することで、学校と施設との両面からの指導に配慮している。また、月に1度の授業参観日には、必ず職員が参加して学校での子どもの様子を確認している。施設側から学校に要望し、新入生やグレーゾーンの気になる子どもの連絡ノートを交わしている。札幌市のスタディメイト（学習ボランティア）を導入している。現時点（平成29年2月）で、15名の特別支援学級への通級があり、1名の特別支援学校への通学がある。学校とは子どもの

②

A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

A37

【コメント】

子どもの将来を考え、高校入学をすすめているため、高校中退者は、他高校への転入や通信高校を選択している。中学校時の不登校を経て通信制高校に入学した事例がある。高等養護学校へ通学している生徒は、施設と学校との頻繁なやり取りを経て、施設退所後グループホームに入所し就労予定である。一般的な貸し付け奨学金は、子どもが借金を背負うため、育児園独自の給付型の奨学金制度を寄付金で設立した。子どもに希望があれば、措置延長をして専門学校や短大へ進学している。

③

A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

a

A38

【コメント】

アルバイトは、子どもの希望と学業の安定を目安に許可している。職員は、子どもの特性や課題に合わせてアルバイトを開拓したり、職場見学にも参加している。職場実習の取組は、おもに特別支援学校で学校が主体となっているが、職員も学校との連絡は密にして子どもの将来の方向性を共有している。日々の日課の中で、小遣いの使い方を通して金銭管理を学んだり、外出や招待行事等から、社会的なルールを学ぶ機会としている。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①

A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

A39

【コメント】

「KID」(園便り)を、家族の状況に合わせる等細かい配慮をしながら送付している。児童相談所と情報の共有化を図り、面会・外出・一時帰宅、さらに職員による家庭訪問等を組み合わせ、子どもと家族の関係調整に努めている。家族からの相談に応じられるように、ファミリーソーシャルワーク機能の充実を目指し、複数の職員がその役割を担えるようにしている。また、不安定な保護者は、毎日何時間もの電話をかけてくる場合も多く、ファミリーソーシャルワーク経過報告書を作成し、対応を協議している。

(12) 親子関係の再構築支援

①

A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

A40

【コメント】

家族支援としての業務担当を明確にし、ファミリーソーシャルワーク機能の充実を目指して、複数の職員がその役割を担えるようにしている。親子の面会や外出には、親が子どもへの接し方を学ぶ機会とするため、職員がサポートしている。親子再構築では、親と子どもから別々に聞き取る等、子どもの思いを伝えて、最終的な裁量権を持つ児童相談所に報告している。施設退所後も、養育相談に応じている。将来の家族再構築を見据えて、兄弟を同一の施設に入所させるために児童相談所に働きかけ、措置変更を進めたケースがある。

(13) スーパービジョン体制

①

A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

a

A41

【コメント】

基幹職員を配置している。内部研修では、施設長の求める支援の総合的・科学的な学びを深めることが目的とされ、施設長の判断・知識を、職員一同が共有して、一貫した関わりが出来る体制作りを目指している。週に1度の会議では、定期的にスーパーバイズを受ける機会となっている。特に、子どもの「お試し行動・言動」には、職員が一人で抱え込まないように職員間で共有し、心理士からも助言を受けている。職場の上下の関係・距離を縮める目的で、上司・先輩から声をかけたり食事をしたりすることを心掛け、チーム支援体制の機能を維持するようにしている。